

1 議 事 日 程（初日）

[平成22年太宰府市議会第4回（12月）定例会]

平成22年11月30日

午前10時開議

於議事室

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第63号 | 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第5 | 議案第64号 | 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第65号 | 財産の取得（史跡地）について |
| 日程第7 | 議案第66号 | 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について |
| 日程第8 | 発議第2号 | 特別委員会（総合計画特別委員会）の設置について |
| 日程第9 | 議案第67号 | 第五次太宰府市総合計画（基本構想）について |
| 日程第10 | 議案第68号 | 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第69号 | 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第70号 | 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第71号 | 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第72号 | 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第73号 | 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第16 | 議案第74号 | 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第17 | 議案第75号 | 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第18 | 議案第76号 | 太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第77号 | 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第78号 | 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第79号 | 太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第22 | 議案第80号 | 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第23 | 議案第81号 | 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について |
| 日程第24 | 議案第82号 | 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について |

日程第25 議案第83号 平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第26 議案第84号 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第27 議案第85号 平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第28 議案第86号 平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について

2 出席議員は次のとおりである（19名）

1番	原田久美子	議員	2番	藤井雅之	議員
3番	長谷川公成	議員	4番	渡邊美穂	議員
5番	後藤邦晴	議員	7番	橋本健	議員
8番	中林宗樹	議員	9番	門田直樹	議員
10番	小柳道枝	議員	11番	安部啓治	議員
12番	大田勝義	議員	13番	清水章一	議員
14番	安部陽	議員	15番	佐伯修	議員
16番	村山弘行	議員	17番	田川武茂	議員
18番	福廣和美	議員	19番	武藤哲志	議員
20番	不老光幸	議員			

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

15番	佐伯修	議員	16番	村山弘行	議員
-----	-----	----	-----	------	----

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	關敏治	総務部長	木村甚治
協働のまち 推進担当部長	三笠哲生	市民生活部長	和田有司
健康福祉部長	和田敏信	建設経済部長	齋藤廣之
会計管理者併 上下水道部長	宮原勝美	教育部長	山田純裕
総務課長	大藪勝一	経営企画課長	今泉憲治
市民課長	原野敏彦	福祉課長	宮原仁
都市整備課長	神原稔	上下水道課長	松本芳生
教務課長	木村裕子	監査委員事務局長	関啓子

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	田中利雄	議事課長	櫻井三郎
書記	浅井武	書記	花田敏浩
書記	茂田和紀		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名です。

定足数に達しておりますので、平成22年太宰府市議会第4回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、

15番、佐伯 修議員

16番、村山弘行議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの18日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

傍聴者に申し上げます。

議場内では帽子をお脱ぎになってください。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4と日程第5を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第4、議案第63号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」及び日程第5、議案第64号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆様、おはようございます。

本日、平成22年第4回太宰府市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては年末を迎え大変多忙な中にご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

第4回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

さて、平成22年も残すところ1カ月となりましたけれども、平成22年度経営方針のもと、マニフェストの実現を図ることを最優先課題の一つといたしましてさまざまな施策に取り組んできたところでございます。その中から、今年1年を振り返りまして幾つかのご報告をさせていただきます。

まず、まちぐるみ歴史公園の実現についてでございますけれども、太宰府市では、市民、事業者及び行政との協働によりまして、豊かな自然と数多くの文化遺産を生かして古都の風格を漂わせる風情ある美しい景観を守り、つくり、生かし、育てていく景観・歴史まちづくりを進めております。そのまちづくりの中で、「景観まちづくり」につきましては、市民遺産の取り組みとあわせまして、9月議会におきまして「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」を可決をいただきまして、今後は太宰府特有の地域資源を生かし、個性と魅力あふれる「百年後も誇りに思える美しいまち・太宰府」を市民の皆様と協働して目指してまいりたいと、このように思っております。

また、歴史まちづくりにつきましては、平成20年5月に制定されました「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」いわゆる「歴史まちづくり法」に基づきまして、歴史的建造物でありますとか、あるいは伝統的な人々の活動から成る歴史的風致を維持あるいは向上するための「歴史的風致維持向上計画」が全国的に策定をされまして、国におきましても既に16の市町に対しまして認定がなされまして、さまざまな支援を受けているところでございます。太宰府市におきましても、10月に国への認定申請をいたしましたところ、認定決定を受けまして、去る11月22日に国土交通省にて認定証の交付を受けたところでございます。

今後は、歴史の散歩道の整備でありますとか、あるいは文化遺産周辺の環境整備など歴史的

風致を維持向上する事業を国の補助を活用しつつ平成31年度まで実施してまいります。観光客が来て、楽しめ、市民が郷土を誇りに思えるような、そういったまちづくりを市民の皆さんと一緒にやってつくり上げていきたいと、このように思っております。

次に、市民が参画できる市政運営についてでございますけれども、平成20年1月から、私自身が市民の皆様とともに考え、語り合う場として「市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会」を開催してまいりました。8月で44全行政区を一巡することができまして、地域の課題でありますとか、あるいは市政に関するご提言をいただき、課題につきましては、即時現場点検を行い、可能なものについては既に改善に努めてきたところでございます。

また、平成21年度から新しい自治会制度がスタートをいたしまして、小学校区ごとの連携あるいは協議をしていただく校区自治協議会も市内全域におきまして設立されたところでございます。太宰府市では、平成22年度を施政方針で申し上げましたように「地域コミュニティ元年」として位置づけまして、さらなる連携を目指してまいりました。各自治会におきましても、防犯活動などのさまざまな活動は行っていたておりましたけれども、校区自治協議会としての9月25日の古都の光でありますとか、あるいは10月2日の太宰府市民政庁まつりにおけますところの活動に見られますように、さまざまな地域活動に取り組んでいただきました。このような地域が一体となって支え合う場を拡充することによりまして地域力が高まり、そして市民の皆様が安全で安心して暮らせるようなまちになるものと確信をいたしております。

次に、高齢者の福祉の充実についてでございますけれども、高齢者の外出支援策といたしまして、地元より要望がなされておりました湯の谷地域から市役所までの「湯の谷地域線」につきましては、地元自治会と協議を重ねまして、「地域公共交通会議」で論議をいただき、事業者も決定したところでございます。現在事業認可申請中でございます、準備が整い次第、運行開始の予定をいたしております。

最後に、簡素で効率的な行政運営推進についてでございますけれども、市役所にお見えになる皆様に対する行政サービスの向上のための内部での調査研究を重ねてまいりました。最も多くの市民の皆様方が利用される市役所での市民課窓口業務を見直しをいたしまして、窓口で税務関係の各証明書の受け取り、あるいは転入、転出時の小・中学校の転校手続など、受け付けをあわせて行うなど、平成23年1月4日から窓口サービスの改善を実施したいと思っております。

平成22年は、私が平成19年4月に市長に当選をいたしまして、1期4年の任期で市政を担当させていただき節目の年でもございました。市民の皆様及び議員各位のご理解、ご支援とご協力によりまして、本市の将来像でございます「歴史とみどり豊かな文化のまち」への毎年の着実な一步一步を進んでまいりましたことに対しまして、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げたいと思っております。

来年も皆様にとってよい一年となりますようにご祈念を申し上げ、早速ではございますが、提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号及び議案第64号を一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第63号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」をご説明申し上げます。

現職の副島紀身氏が本年12月25日付をもって任期満了となりますので、再任の同意を求めるものでございます。

副島氏は、平成18年12月26日、教育委員会委員として任命をされて以来4年間、教育に関し高い見識を有し、熱意あふれるご指導、ご理解のもと本市の教育行政の円滑な運営と健全な発展にご尽力をいただいております。今後におきましても、その経験と能力を十分生かしていただき、さらに本市教育行政のために貢献をしていただきたいと思います、このように考えております。副島氏の略歴書を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、議案第64号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」をご説明申し上げます。

現職の長嶺大八郎氏が本年12月27日付をもって任期満了となりますので、再任の同意を求めるものでございます。

長嶺氏は、平成18年12月28日、教育委員会委員として任命をされて以来4年間、多年にわたる教育者としての経験とその高い見識をもって、熱意あふれるご指導、ご理解のもと本市の教育行政の円滑な運営と健全な発展にご尽力をいただいております。今後におきましても、その経験と能力を十分生かしていただき、さらに本市教育行政のためにご貢献をいただけるものと考えております。長嶺氏の略歴書を添付いたしておりますので、ご参照ください。

2議案について、よろしく同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6と日程第7を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第6、議案第65号「財産の取得（史跡地）について」及び日程第7、議案第66号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第65号及び議案第66号を一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第65号「財産の取得（史跡地）について」をご説明を申し上げます。

本案は、史跡指定地の土地取得に関する案件でございます。

この史跡地取得につきましては、皆様のご理解とご協力により着実に進んでいるところでありまして、深く感謝の意を申し上げる次第であります。

今回、取得を予定をいたしております土地につきましては、特別史跡大宰府跡（蔵司跡）に位置しております本市における最重要箇所と位置づけております。このたび、相手方との協議が調い、平成17年度より買い上げをしてまいりました蔵司の買い上げがすべて完了するものでございます。

次に、議案第66号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」をご説明申し上げます。

本件は、大佐野地区緑地保護地区内の土地取得に関する案件でございます。

この土地取得につきましては、皆様のご理解とご協力によりまして着実に進んでおるところでございます。深く感謝を申し上げる次第でございます。

今回、買収いたします土地につきましては、19筆、面積2万5,542㎡、買収金額4,852万9,800円でございます。詳細につきましては、財産（太宰府市緑地保護地区内）の取得一覧表をご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 発議第2号 特別委員会（総合計画特別委員会）の設置について

○議長（不老光幸議員） 日程第8、発議第2号「特別委員会（総合計画特別委員会）の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

15番佐伯修議員。

〔15番 佐伯修議員 登壇〕

○15番（佐伯 修議員） 発議第2号「特別委員会（総合計画特別委員会）の設置について」、提案理由の説明を申し上げます。

ここに提案いたします総合計画特別委員会につきましては、今議会に提案されます第五次太宰府市総合計画（基本構想）をより慎重に審査するため、議員全員構成による特別委員会を設置するものです。

提出者は、私、佐伯修、賛成者は、武藤哲志議員、田川武茂議員、村山弘行議員、安部陽議員、清水章一議員、大田勝義議員、小柳道枝議員、中林宗樹議員です。

特別委員会の名称は総合計画特別委員会、経費は予算の範囲内とし、設置期間は付議事件の審査終了までとしたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第2号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時19分〉

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

ただいま設置されました総合計画特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により議員全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員全員を特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで、特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時35分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総合計画特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告します。

委員長に清水章一議員、副委員長に小柳道枝議員が選出されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第67号 第五次太宰府市総合計画(基本構想)について



○議長（不老光幸議員） 日程第9、議案第67号「第五次太宰府市総合計画（基本構想）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第67号「第五次太宰府市総合計画（基本構想）について」をご説明申し上げます。

総合計画は、本市の目標とする将来像と10年後の目指すべきまちの姿を明らかにし、その実現のために政策の柱を設定するとともに、施策展開の全般にわたる基本的方向を示すものであり、本市のまちづくり指針となるものでございます。

まず、今回提案いたします第五次総合計画の策定過程から申し上げますと、第四次総合計画後期基本計画の総括を初め、2回の「市民意識調査」、「市民100人インタビュー」、「市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会」や「もっと元気に・がんばる太宰府応援団」などの市民の皆様からいただきましたご意見を参考にさせていただきながら、素案を作成をいたしました。その素案に対しまして、パブリックコメントを聴取し、それらの意見を反映させ、一部修正をした案を本年6月29日、市民公募7人を含む15人で構成した総合計画審議会に諮問を行い、起草委員会2回を含む14回にわたる慎重審議をいただきまして、去る10月15日に答申をいただいたところでございます。

それでは、本計画の基本構想の概要についてご説明を申し上げます。

まず、目標年次につきましては、平成23年度から平成32年度までの10年間といたしまして、歴史と自然に抱かれたよりよい環境を未来に継承しながら、身近に文化を享受し、市民が誇りに思えるまちを目指して「歴史とみどり豊かな文化のまち」を将来像である語り継ぎ守り育てる太宰府の姿といたします。

また、「生きがいと尊厳を持ち安全で安心して暮らせる福祉と教育のまち」あるいは「快適な生活空間と自然とが共生する環境にやさしいまち」、また「地域の特色と豊かな資源を生かした魅力と活気あふれるまち」の3つを10年後の目指すべきまちの姿として掲げております。

これらまちの姿を実現しますために「協働のまちづくり」と「太宰府らしさを活かしたまちづくり」をまちづくりの理念といたしまして、市民生活の向上を図ってまいります。

そして、平成32年の将来目標人口7万2,000人を目指し、市民と協働しながら、太宰府市に住みたい、住み続けたいと思える太宰府らしい魅力あるまちづくりを進めてまいります。

次に、目標といたしまして、「健やかでやすらぎのある福祉のまちづくり」「安全で安心して暮らせるまちづくり」「豊かな心を育みふれあいを大切にするまちづくり」「人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり」「魅力的な生活空間が整い産業が活気づくまちづくり」「歴史を活かし文化を守り育てるまちづくり」「市民と共に考え共に創るまちづくり」のこの7つの柱を立てまして政策展開の基本方向を示しております。よろしくご審議賜りますように

お願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は総合計画特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、議案第67号は総合計画特別委員会に付託します。

なお、本特別委員会は12月10日金曜日及び15日水曜日に予定されていますので、会期内日程に追加をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10から日程第13まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第10、議案第68号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から日程第13、議案第71号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第68号から議案第71号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第68号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」をご説明申し上げます。

今回の指定につきましては、太宰府市指定管理者候補者選定委員会の審査の結果、太宰府市体育センターについては、株式会社エルベックが候補者として選考されましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第69号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」をご説明申し上げます。

今回の指定につきましては、太宰府市指定管理者候補者選定委員会の審査の結果、太宰府歴史スポーツ公園については、シンコースポーツ株式会社九州支店が候補者として選定されましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第70号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」をご説明申し上げます。

今回の指定につきましては、太宰府市指定管理者候補者選定委員会の審査の結果、太宰府市

立大佐野スポーツ公園につきましては、シンコースポーツ株式会社九州支店が候補者として選定されましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第71号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」をご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補として、太宰府市体育協会を平成23年度から2年間にわたり太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の候補者に選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第72号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第14、議案第72号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第72号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

本条例は、太宰府市総合体育館建設調査研究委員会の設置及び太宰府市景観計画の策定完了に伴う太宰府市景観計画策定委員会の廃止に伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15から日程第17まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第15、議案第73号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」から日程第17、議案第75号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第73号から議案第75号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第73号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ7億5,335万2,000円を追加をし、予算総額を218億3,221万3,000円にお願いするものでございます。

主なものといたしましては、太宰府小学校と水城小学校の大規模改造事業費、体育センターと南体育館の耐震補強工事費、妊婦健康健診にHTLV-1抗体検査を追加するための費用、多発していますイノシシ被害対策として捕獲器購入費、まほろば号バス停留所にバス接近表示システムを追加設置する工事費、新年度に向けて小・中学校の学級増に対応するための費用、その他、生活保護費や障害者の介護・訓練等給付費などの扶助費の不足分を追加させていただいております。

また、あわせまして耐震化事業、小学校大規模改造事業の繰越明許費3件、市長・市議、県知事・県議会議員選挙費用などの債務負担行為の追加16件、電話交換及び案内業務委託料など債務負担の変更3件、公共施設耐震化事業債、小学校債の地方債の追加2件について補正をさせていただいております。

次に、議案第74号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ2億1,570万1,000円を追加し、予算総額を70億195万9,000円にお願いをするものでございます。

歳出につきましては、保険給付費の療養諸費及び高額療養費の増額と平成21年度療養給付費等国庫負担金が確定をいたしましたことから、その精算返還金が主なものでございます。また、窓口サービスの向上のため窓口番号札発券機の賃借料を計上いたしておりましたが、無償で設置できることになりましたので、減額をし、同時に債務負担行為につきましても廃止するものでございます。

歳入につきましては、医療費の増加に伴います療養給付費等負担金の増額が主なものでございます。

次に、議案第75号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ224万1,000円を追加をし、予算総額を37億3,220万5,000円にお願いをするものでございます。

保険事業勘定の歳出の主な内容といたしましては、グループホームのスプリンクラー設置に対する補助、それから介護給付費の見込みに対する予算の組み替えによるものでございます。

歳入の財源といたしましては、グループホームのスプリンクラー設置に対する国庫補助金で
ございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18から日程第22まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第18、議案第76号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例について」から日程第22、議案第80号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関  
する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議  
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第76号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例について」から議案第80号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条  
例の一部を改正する条例について」まで5議案につきましては、関連がございますので一括し  
てご説明を申し上げます。

今回の条例の改正におきましては、本年8月の人事院の調査におきまして一昨年秋の世界的  
金融危機を契機として依然として続いている厳しい民間の雇用、賃金情勢の反映を受け、公務  
と民間の給与比較において昨年同様、月例給、特別給のいずれも公務が民間を上回っているこ  
とが明らかになったことから、月例給につきまして俸給表の引き下げ改定等を行うとともに、  
特別給、ボーナスでございますが、についても年間0.2月分引き下げることとする内容が勧  
告されました。

太宰府市におきましても、これまで国家公務員の例に準じた内容で改正を行ってきておりま  
すので、今回も人事院勧告に準じまして改正するものでございます。

改正の内容についてでございますが、1点目の給与に関するものでございます。

本年4月時点によります公務員給与が民間給与を上回っていることが判明いたしましたこ  
とから、マイナス較差を解消するために今回給料表を改定するとともに、あわせて4月からの  
較差相当分を12月の期末手当で調整、減額するものでございます。

なお、再任用職員についても、同様の改定を行います。

また、官民較差が大きい55歳を超える6級以上の管理職につきましては、較差を是正するた  
め、当分の間、給料等から1.5%を減じる措置も行うことといたしております。

2点目といたしましては、期末・勤勉手当についてでございます。

本年12月に支給されます議会の議員、特別職及び教育長の期末手当につきましては、その支給割合を現行の1.65月から0.15月を減じまして1.5月とするものでございます。

これによりまして、年間支給されます期末手当は3.1月から0.15月を減じた2.95月となります。

次に、一般職の給与の期末・勤勉手当額につきましては、現行の2.2月から0.2月分引き下げまして2.0月とするものでございます。

内訳といたしましては、期末手当の支給割合を現行の1.5月から0.15月を減じまして1.35月へ、勤勉手当の支給割合を0.7月から0.05月を減じて0.65月といたします。

その結果、今回の改正によります年間の一般職の職員の期末・勤勉手当は4.15月から0.2月を減じた3.95月となります。

なお、再任用職員につきましても、人事院勧告に準じ、改正を行います。

以上、添付資料の新旧対照表をご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第18から日程第22までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第76号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時56分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第77号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時56分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第78号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時57分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第79号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」質疑ありませんか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） まず、市長の先ほどの提案理由の説明でもありましたが、国家公務員の人事院勧告に基づいて提案されているということですが、まず1点伺いたいのが、人事院勧告というものには必ず従わなければならないものなのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この人事院勧告と申しますのは、それぞれの自治体において公平委員会あるいは人事委員会を置くことが常でございます。しかしながら、太宰府市を初めとする小規模の行政団体、自治体におきましては、そこまで置くことによって費用がかかり過ぎるといいますか、あるいは調査する能力等々にも問題があります。今まで通してきましたのは、国に準じること、国の人事院において調査研究された、その官民の較差が開いたときに勧告がなされておりますので、それに準じることが、ひいては太宰府市においても官民の較差に応じた給与体系になるというような、国に準じて、また地方公務員法上も国に準じてやりなさいというような状況等もございます。そこを根拠に置きながら今日まで国の人事院勧告に基づいて給与改正を行ってきておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、地方公務員法上のという答弁もいただきましたが、それに関連する報道が土曜日に朝倉市の人事院勧告の一連の問題も報道されておりました。その中で、仮の話としてですね、従わなかった場合のペナルティーが国からあるのか、朝倉市のほうの新聞報道では特別交付金の減少があるのではないかとということが新聞の、西日本新聞だったですか、土曜日報道されておりましたが、仮に人事院勧告に従わない形で行った場合、太宰府市が受けるペナルティーというのは一体幾らぐらいの金額を想定されているのか。この後、提案されます補正予算に関連する金額というふうに認識しておけばいいのかというのが1点と、仮にそれを受けた場合の財政的な影響というのはどのような影響があると考えておられるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） どれだけのペナルティーかどうか等については、はじいておりません。太宰府市においては、今日まで国に準じて行ってきておりますので、それが当然だというふうな認識の上に立って給与改定を行っているところでございます。もちろん、その前提では職員団体との協議を重ねて結論を出しておりますので、今日までそういったこと等についてはございません。

参考までに何かはじいているものがあつたら言ってください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今、おおむね市長が申し上げましたとおりでございますが、先日、先般近隣の市で新聞に出たような形での高齢者、55歳を超える管理職の減額措置ということで、それをするか、しないかということがございました。太宰府市においては、先ほどお配りしました追加議案分条例改正新旧対照表の8ページの中ほど以降につけておりますけども、1.5%減額措置をとっております。ちなみに、その数字としては約400万円弱の減額をさらに56歳以上の職員だけで行っております。そのものをするかしないかについて、もし国に準じた形で減額しなければ、それだけ財政が豊かだというような見方につながっていくということは認識しておるところでございます。



(2番藤井雅之議員「わかりました」と呼ぶ)

○議長(不老光幸議員) いいですか。

ほかに質問。

16番村山弘行議員。

○16番(村山弘行議員) 市長の答弁でちょっと気になったものをご確認をさせていただきたいんですが、人事院勧告には従うということについては全くやぶさかではない、そのとおりだと思いますが、数十年前といいますか、民間が非常に給料が高いときに、人事院勧告が出たときよりも、人事院勧告よりも下回って給与が改定されたというようなことはありませんか。

○議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) 人事院勧告がなされて、そのときの経済状況等いろいろなもので、時の政権のほうで人事院勧告までは改定せず下回った措置をとったということはありません。

○議長(不老光幸議員) いいですか。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 本当にですね、こういう不況の中で公務員攻撃がなされて、また、国もこの人勧以外にも来年はまた一方的に引き下げようとはしているわけですが、先日も行政視察をしたときに、やはり東北地方ではこういう企業の期末勤勉手当については人勧に従わないという自治体が多かったんですね。そういう状況の行政視察もさせていただいたんですが、本日のこの追加議案書の13ページに、7級の8号給から61号給までを国は上級職というか、管理職の給与を引き下げるということで、100分の0.2と、こうなっております。1級職というか、新たに採用された主事補あたりはそのままになっておりまして、特に2級から早う言えば7級、特に2級からですね、4級職までの方々は大変な減額というか、厳しい状況に置かれるというふうに考えるわけですが、一方では、またこの7級という、ここに座られている部長職の方々と、次のページの15ページにありますように、8号給から61号給までを0.2下げると45万8,400円が太宰府市で最高な月額報酬になっておりますが、こういう状況の中で三役との差がどのくらいあるのかどうか。特に市長さん、副市長さん、教育長さんというこの三役の方々と、教育長さんの給与というのは余り高くないんですが、大変児童・生徒に責任を持つ要職におられる教育長さんとの一般職との給与のこの基本給で見ますとどのくらいの差に縮まっているのか、差がどのくらいあるのかを報告いただけませんか。

○議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) 今、手元に詳細な数字は持っておりませんが、今おっしゃいました13ページの調整率というのは、これは減額する率でございますので、7級の8号給から61号給までは調整率が大きい、100分の0.2を減額するという調整率になっておりますので、むしろ特別職の方の報酬が同じ水準だとすれば、それから離れていくと、下がっていくような形になります。ただ、現時点では市長さんのほうが10%、あと副市長以下5%という減額措置をとられておりますので、そういう意味ではまだまだ一般職が下がるけれども、むしろ10%も市長におい

ては下げておられるということでございますので、当初の、一番最近ありました間差というのは、職員のほうが近づいているというよりも、職員はちょっと若干下がってきておるといような状況かなと感じております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） もう少しちょっとわかりやすく説明していただけませんか。市長さんや副市長さんや教育長さんとしては10%、5%をですね、給与をやはりこの不景気の状況の中で引き下げたいという自主的な申し出があって議会も承認をしてきているところなんですがね、その上にやはり、またその10%、5%減額した上に、こういう今議案として市長さん、副市長さんと教育長さん、議員もありましたが、ここで言う新たな行政職の給与として、まず三役の中で、固有名詞を出して申しわけないですが、三役の中で一番、部分でどのくらいぐらいの、早う言えば、この数字から見て、ひょっとしたら61号給の方が職員の中におられるかどうか分かりませんよ、数字上出ております45万8,400円と三役の方の差がどのくらい縮まったのか、それとも広がったのか、その辺を私は数字上教えていただきたいと言ってるんですよ。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） この45万8,400円の職員がどうなのかということはちょっと今計算はしておりませんが、今回の人事院勧告に基づきまして、例えば期末勤勉手当の減額といえ、例えば今言われました特別職の三役でいけば1人当たりになります、17万3,000円の減額ということになります。期末勤勉手当ですね。一般職では8万7,000円の1人当たり平均ということになりますので、期末勤勉手当の減額としては特別職のほうが大きいということになっております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 数字上に、再々質問で、もう特別に3回の質問をいただいたんですけど、補正予算書の24ページ、三役の給与とか議員の給与だとか一覧表も出ているんですね。具体的に小さな数字で出ておりますが、それと同時にまたあなた方の一般職の給与についても平均から全部、これを一人一人割っていくと、その数字上が出るんですが、本日提出された中で、早う言えば金額に基本給で見ますと教育長との差はどのくらいかって私は聞いとんですよ。5%も減額している、その上に早う言えば最高給与をもらっている、もらってないは別として、ここに出てきている45万8,400円と、どのくらいの差があるのかって、わかりやすく説明してくれというのを、何とかかんとかで、ようわからなかったんですが。

○議長（不老光幸議員） 回答はいいですか。

ここで休憩します。

11時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時25分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

総務部長。

○総務部長（木村甚治） 失礼いたしました。ただいまご質問のこの給料表、第7級の一番、61号給という45万8,400円と、今、三役の中で教育長さんの報酬ということになりますと、これまでが一月あたりは18万9,900円という間差でございましたが、この間差が700円広がりまして、19万600円という間差になっております。報酬と給料の差でいきますと、この19万600円の12カ月分ということになりますと、これを年収に引き直すと、三役については期末だけという手当になりますと、職員のほうは勤勉手当というのがそれにプラスありますので、実質的な間差としては、年間を通しては約117万3,000円ほどになっております。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第79号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」反対の立場で討論させていただきます。

今回の人事院勧告も昨年に引き続き官民較差の是正を名目に行われますが、昨年の本会議で反対討論した際にも、この官民較差そのものについて見直しをするというような原口総務大臣の見解も紹介いたしました。それに基づかずに2年連続で引き続き行われます。しかし、民間企業の実態は本当に大変な状況なのではないでしょうか。企業経営者の方は不況で大変ということを言われますが、企業内部に蓄積されております内部留保はこの間増え続けております。トヨタ自動車では13兆円、パナソニック4兆円など、大企業と言われる内部留保を積み上げると総額は244兆円にもなり、さらにその中から現金、預金、短期投資の有価証券など手元資本金部分だけでも52兆円にもなります。これは、本来、不況になったときのために労働者の方のために還元するために使われるべき内容で、それを今使えばこういった官民較差の是正、あるいは人事院勧告も行う必要がない状況にあることは容易に想像します。今回の人事院勧告に基づく引き下げでさらに追従を行えば、またさらに民間企業の給与に波及し、それがさらに公務員人件費にはね返るといった悪循環を繰り返すことは容易に想像でき、2年連続の引き下げで今回は1人平均約9万4,000円と言われておりますが、その引き下げが行われれば地域経済にもたらす悪影響など考えると、とても賛成することはできません。

以上の理由から反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 平成の大合併によりまして全国の自治体が4,000が1,700近くになりました。この間、公務員の減少というのがこの10年で46万人減ったと言われております。こうい

う状況の中で、特に40代以上の一番お子さんを持って大学だとか高校だとかという職員の方々
が給与が0.1%下がる、また56歳以上の方については月給は1.5%減額になるというか、本当に
働き盛り、生活のローンの支払いだとかいろいろある状況の方々に対する負担が大変重たくな
っております。また、この人事院勧告は、国家公務員を基準にしていますが、この地方の実態を
顧みない状況ではないでしょうか。この人事院勧告によって国家公務員、それから地方公務
員、独立行政法人、公益法人合わせますと580万人の職員の方々に影響を与えます。それとそ
の家族、また民間に与える影響は大変大きい状況になります。この不況の中で、大変苦しんで
おられることはよくわかりますが、より一層不況に拍車をかける状況になるというのが今度の
人勧の内容であります。私は、このような職員、職責の大変重たい職員の給与を引き下げると
いうことはあってはならないという立場でありますので、議案第79号については賛成できない
ということを表明しておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 私は賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

昨今ですね、先ほど言われましたように、企業というのはですね、民間企業に関しては今
非常に困っているわけですね。そういう中で、やはり人勧がやったことにつきましては私は正
しいと思いますし、特に給与面におきましてはですね、どうなんでしょうか。中小企業が大体
80%から90%ぐらいありますよね。だから、そういったふうな方々、要するに8割の方々は中
小企業なんです。そういう方たちは非常に困っていらっしゃいますね。だから、そういった
面で私は、人勧がやったことは正解だと思いますし、このことにつきましては私は賛成いたし
ます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 私、賛成という立場で討論させていただきますが、中身的には非常に
疑義があるというふうに思います。それは、一つ、国の政策が、今、大田議員も言われました
ように中小企業の人たちに対する政策の影響といいますか、非常に下まで届いていないとい
う、それから大きな企業については、先ほど藤井議員が言われましたように大変純利益を上げ
てきておるといふ部分では、国の政策そのものが問題があるというふうに思うし、人勧そのも
のだけをするということについては非常に問題があるかと思えます。しかしながら、他方、
中小企業の人たちの賃金というものは非常に厳しい状況があるということで、公務員に対する
指摘が今、特にマスコミを通じてよく言われております。先ほど私が質問したときに、私ども
が国鉄に入ったころは民間企業は非常によろございましたね、ベースアップなども2万数
千円とか3万円近く上がってきておる。そういうときに、私ども公労委だとか中労委は、そう
いう裁定をしたときでもそのとおりにいっていないと、もっと下で妥協していくというようなこ

となどを、まあ随分昔の話ですけど、そういう意味では、常に公務員は給料が景気がいいときには見放されとるし、悪くなるとたたかれるという、そういう公務員の立場というものを踏まえたときに人勧がどうなのかと思うけど、現実的にはやはり中小零細企業の人は非常に厳しい生活をしておると、余儀なくされておるという意味ではやむを得ないかなあというふうに思いますが、一つは国の政策をもっともっと充実してもらいたいという思いもあります、じくじたる思いはしますけれども、今案については賛成をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時34分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第80号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） もう少しちょっとわかりやすくですね、説明いただきたいのは、追加議案書18ページの附則に次の1条を加えるということで括弧書きで、給与が減額されて支給されている職員に関する読みかえとしてですね、給与が減額された職員、これを「第20条」とあるのを「附則第7項」とするというのはどういう状況なのかですね、もう少しわかりやすく説明いただければありがたいんですが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） お答えいたします。

この職員の勤務時間、休暇等に関する条例というものは、この中にですね、条例の第15条に介護休暇という規定を持っております。この介護休暇の中に、この規定の第3項の中で、この介護休暇を取得して勤務しない時間1時間については1時間当たりの単価を減額するという規定を持っております。そのときに、このまんまでいきますと、理論上は1時間当たり単価、例えば私が介護休暇で1時間取得して1時間勤務しない場合は私の本俸から1時間当たり単価を減額するというふうになっております。ただし、今回の人事院勧告で56歳以上の私についてはそれから1.5%本俸が減額されます。その1.5%をこの介護休暇の減額される1時間単価も1.5%減額した単価を引きなさいということがメインでございまして、この改正する条例の第5条の云々いろいろありますが、そういうことから、介護休暇で適用されて減額される1時間

当たりの単価ということが、この一番下の行にあります、同項中「第20条」とあるのが1時間当たりの単価でございまして、「附則第7項」とするというのが、それから1.5%を減じた単価ですよということで、このページと10ページのですね、先ほど言いましたところがですね、ここの10ページ第7項のところにあると思いますが、7項の最初のほうに、附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員というのが、例えば今言いましたように介護休暇を取得した私のように1.5%を減じられた職員というふうに読みかえていただければと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） じゃあ再質問でお聞きしますが、職員の方々に50歳以上から退職までの60歳までの間、当然親を抱え、特に介護の問題があるわけですが、その介護で時間休をとったり、親の介護に時間を要すると、逆にこういう1.5%減額、本俸からなるということで受けとめていいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） もらう場合は時間外手当というような感じになりますけども、減額する場合もそのような根拠の数字がございまして。その100%ではなくて、1.5%を減じた98.5%を減額しなさいって規定になっておることでございます。

○議長（不老光幸議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この議案が配付されてですね、今説明も受けてわかったんですが、本来職員についてはですね、大変な状況のある中に逆に介護をして給与が下げられるような、時間給であれ何であれですね、当然介護というのは大変な業務です。年間の年休もありますけど、当然介護は短時間で済むものじゃありませんし、一度介護を受けるとずっと介護の要支援から介護5までありまして、本当に食事をさせたり洗濯物をとりにいったり、いつ呼び出されるかわからないという状況の中で、本来介護に要する者を時間給でも減額することについては好ましくないと思いますので、私はこの議案第80号については反対の表明をしておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第80号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23から日程第28まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第23、議案第81号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」から日程第28、議案第86号「平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

○市長(井上保廣) 議案第81号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」から議案第86号「平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」までは、各会計ともに主に人件費の補正予算となりますので、一般会計から特別会計及び企業会計の全体予算を一括してご説明申し上げます。

今回の補正予算の内容につきましては、ただいま議決いただきました条例の改正等でも説明いたしました人事院勧告に基づく職員給与の改定等に関するものが主なものでございますけれども、その他には当初予算編成以降の4月と7月に発令しました職員の人事異動等に伴い、各会計におきまして補正を行っております。

人事院勧告に伴う補正といたしましては、議会議員及び市長等三役の期末手当で206万9,000円の減並びに一般職の期末・勤勉手当及び給与分で5,874万6,000円の減となり、合計6,081万5,000円の減額となっております。

このほかには、議会議員1名分の関連予算といたしまして829万9,000円の減、共済組合追加費用負担金で598万9,000円の減、また一方、今年度の退職予定者数に関連した退職手当組合負担金や7月の大雨による災害対策に伴う時間外勤務などに関連して5,175万6,000円を増額しております。

これらによりまして、各会計の補正額は、補正予算書のとおり、一般会計で3,551万6,000円の減、国民健康保険事業特別会計では371万2,000円の減、後期高齢者医療特別会計では63万4,000円の減、介護保険事業特別会計では98万2,000円の減、水道事業会計においては101万6,000円の減、下水道事業会計では183万1,000円の増となっております。よろしくご審議賜り

ますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、12月3日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時43分

~~~~~ ○ ~~~~~